

国立大学法人富山大学地域手当支給細則

平成 18 年 4 月 1 日制定

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

(総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 11 条の規定による地域手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(異動保障を受ける職員の特例)

第 2 条 給与規則第 11 条第 3 項第 4 号に規定する別に定める者は、採用（出向からの復帰を含む。以下同じ。）前の勤務先における勤務期間が引き続き 6 箇月を超えない者で、採用前の勤務先より前の勤務先も含めた複数の勤務先において地域手当及び地域手当に相当する手当（以下「地域手当等」という。）が支給される者として勤務した期間が引き続き 6 箇月を超える者（同条第 3 項第 5 号に規定する者を除く。）とする。

2 給与規則第 11 条第 3 項第 4 号に規定する別に定める者に対する支給割合は、本学への異動日の前日から 6 箇月さかのぼった日の前日までの間に受けていた地域手当等の支給割合のうち最も低い割合とする。

第 3 条 削除

(支給方法)

第 4 条 月の中途において本給及び支給割合等に異動があった場合には、異動の前及び後の地域手当の月額をそれぞれ給与規則第 36 条の規定により日割計算した額を支給する。

(端数計算)

第 5 条 給与規則第 11 条の規定による地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

(雑則)

第 6 条 この細則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人富山大学調整手当支給細則は、廃止する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。